

# 結果の概要

## 1 令和4年における被疑事件の特色

近年、被疑事件の通常受理人員は減少傾向にあり、令和4年においてもその傾向が見られる。罪種別に前年と比較すると、刑法犯、特別法犯（※1）、自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反とも減少している。

また、外国人被疑事件（※2）の通常受理人員も減少した。

ただし、少年被疑事件の通常受理人員については、令和3年までは減少傾向であったが、令和4年に増加に転じた。

（※1）道路交通法等違反を除く。以下同じ。

（※2）自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

## 2 被疑事件の受理

### (1) 通常受理人員（統計表第7、9、10表関係）

令和4年において全国の検察庁で取り扱った被疑事件の通常受理人員の総数は741,103人で、前年に比べると3.3%（25,346人）減少している。

罪種別に対前年比を見る（表1）と、刑法犯は3.2%（6,029人）、特別法犯は5.0%（4,231人）、道路交通法等違反は5.1%（10,481人）それぞれ減少している。

なお、刑法犯のうち、自動車による過失致死傷等の通常受理人員は283,365人で、刑法犯全体の60.9%、総数の38.2%を占めるが、前年に比べると1.6%（4,605人）減少している。

表1 被疑事件の通常受理人員

| 罪種           | 人員      | 構成比 (%) | 対前年比 (%) |
|--------------|---------|---------|----------|
| 総数           | 741,103 | 100.0   | -3.3     |
| 刑法犯          | 181,798 | 24.5    | -3.2     |
| 特別法犯         | 80,251  | 10.8    | -5.0     |
| 自動車による過失致死傷等 | 283,365 | 38.2    | -1.6     |
| 道路交通法等違反     | 195,689 | 26.4    | -5.1     |

（注）「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

通常受理人員について、平成29年以降の推移を罪種別に見る（表2）と、特別法犯は同30年に増加したものの、その後、減少しており、刑法犯、自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反はそれぞれ減少している。

表2 通常受理人員の指数の推移

| 罪種           | 平成  |     | 令和 |    |    |    |
|--------------|-----|-----|----|----|----|----|
|              | 29年 | 30年 | 元年 | 2年 | 3年 | 4年 |
| 総数           | 100 | 93  | 85 | 76 | 73 | 70 |
| 刑法犯          | 100 | 97  | 93 | 90 | 87 | 84 |
| 特別法犯         | 100 | 101 | 99 | 99 | 95 | 90 |
| 自動車による過失致死傷等 | 100 | 91  | 80 | 65 | 62 | 61 |
| 道路交通法等違反     | 100 | 92  | 83 | 76 | 71 | 68 |

（注）1 平成29年を100とする指数である。

2 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

### (2) 罪名別通常受理人員（統計表第7、9表関係）

令和4年における刑法犯の通常受理人員は465,163人で、前年に比べると2.2%（10,634人）減少している。

主な罪名別（※）に前年と比較する（表3）と、収賄・贈賄（112.8%、150人）、賭博・富くじ（8.5%、45人）、公務執行妨害（4.8%、87人）などがそれぞれ増加し、殺人（15.7%、247人）、強盗（9.3%、229人）、詐欺（5.9%、1,042人）などがそれぞれ減少している。

（※）刑法犯の罪名区分は、「付録」の「罪名分類一覧表（その1）」の大分類による。ただし、注記のある場合は、それによる。以下同じ。

表3 刑法犯の主な罪名別通常受理人員

| 罪名            | 人員      | 構成比(%) | 対前年比(%) |
|---------------|---------|--------|---------|
| 総数            | 465,163 | 100.0  | -2.2    |
| 公務執行妨害        | 1,886   | 0.4    | 4.8     |
| 放火            | 773     | 0.2    | -0.4    |
| 住居侵入          | 5,541   | 1.2    | -2.9    |
| 文書偽造          | 2,471   | 0.5    | -0.9    |
| 強制わいせつ・強制性交等  | 6,150   | 1.3    | 3.9     |
| 賭博・富くじ        | 572     | 0.1    | 8.5     |
| 収賄・贈賄         | 283     | 0.1    | 112.8   |
| 殺人            | 1,322   | 0.3    | -15.7   |
| 傷害            | 32,819  | 7.1    | 1.7     |
| 自動車による過失致死傷等  | 283,365 | 60.9   | -1.6    |
| 窃盗            | 72,616  | 15.6   | -5.7    |
| 強盗            | 2,235   | 0.5    | -9.3    |
| 詐欺            | 16,732  | 3.6    | -5.9    |
| 恐喝            | 1,644   | 0.4    | -2.1    |
| 横領・背任         | 6,566   | 1.4    | 0.2     |
| 盗品等関係         | 620     | 0.1    | -3.1    |
| 毀棄・隠匿         | 7,275   | 1.6    | -3.4    |
| 暴力行為等処罰に関する法律 | 1,876   | 0.4    | 0.3     |
| その他の刑法犯       | 20,417  | 4.4    | -3.3    |

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗・強制性交等をそれぞれ含む。

令和4年における特別法犯の通常受理人員は80,251人で、前年に比べると5.0%(4,231人)減少している。

主な罪名別に前年と比較する(表4)と、金融商品取引法(136.2%、79人)、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(129.4%、22人)、不正競争防止法(31.1%、32人)などがそれぞれ増加し、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(51.5%、152人)、貸金業法(35.3%、48人)、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(28.0%、21人)などがそれぞれ減少している。

表4 特別法犯の主な罪名別通常受理人員

| 罪名                                     | 人員     | 構成比(%) | 対前年比(%) |
|--|--------|--------|---------|
| 総数                                     | 80,251 | 100.0  | -5.0    |
| 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律                | 1,294  | 1.6    | -3.1    |
| 銃砲刀剣類所持等取締法                            | 5,466  | 6.8    | 1.2     |
| 売春防止法                                  | 438    | 0.5    | -13.8   |
| 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 | 3,149  | 3.9    | 1.8     |
| ストーカー行為等の規制等に関する法律                     | 1,003  | 1.2    | 3.2     |
| インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律  | 39     | 0.0    | 129.4   |
| 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律             | 54     | 0.1    | -28.0   |
| 著作権法                                   | 194    | 0.2    | 3.7     |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律                       | 6,852  | 8.5    | -9.9    |
| 金融商品取引法                                | 137    | 0.2    | 136.2   |
| 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律              | 143    | 0.2    | -51.5   |
| 貸金業法                                   | 88     | 0.1    | -35.3   |
| 不正競争防止法                                | 135    | 0.2    | 31.1    |
| 不正アクセス行為の禁止等に関する法律                     | 231    | 0.3    | 29.1    |
| 出入国管理及び難民認定法                           | 4,695  | 5.9    | -9.9    |
| その他の特別法犯                               | 56,333 | 70.2   | -5.0    |

なお、令和4年における薬事関係事犯の通常受理人員を前年と比較すると、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(以下「麻薬特例法」という。)(13.2%、104人)、麻薬及び向精神薬取締法(10.2%、117人)が増加し、あへん法(88.2%、15人)、覚醒剤取締法(23.1%、2,956人)、大麻取締法(5.5%、450人)が減少している。

平成29年以降の麻薬、覚醒剤等の薬事関係事犯の通常受理人員の推移は表5のとおりである。

表5 薬事関係事犯の通常受理人員の推移

| 罪名          | 平成              |                | 令和             |                |                |                |
|-------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
|             | 29年             | 30年            | 元年             | 2年             | 3年             | 4年             |
| 大麻取締法       | 4,540<br>(100)  | 5,338<br>(118) | 6,255<br>(138) | 7,243<br>(160) | 8,217<br>(181) | 7,767<br>(171) |
| 麻薬及び向精神薬取締法 | 976<br>(100)    | 1,044<br>(107) | 1,000<br>(102) | 1,153<br>(118) | 1,147<br>(118) | 1,264<br>(130) |
| 覚醒剤取締法      | 16,057<br>(100) | 15,843<br>(99) | 13,325<br>(83) | 13,644<br>(85) | 12,820<br>(80) | 9,864<br>(61)  |
| あへん法        | 13<br>(100)     | 4<br>(31)      | 3<br>(23)      | 15<br>(115)    | 17<br>(131)    | 2<br>(15)      |
| 麻薬特例法       | 426<br>(100)    | 465<br>(109)   | 637<br>(150)   | 702<br>(165)   | 790<br>(185)   | 894<br>(210)   |

(注) ( ) 内の数は、平成29年を100とする指数である。

### 3 被疑事件の処理

#### (1) 既済及び未済の人員 (統計表第8、9、10表関係)

令和4年において全国の検察庁で既済となった被疑事件の人員(※)の総数は745,737人で、未済となった被疑事件の人員の総数は24,507人である。前年と比べると、既済人員は3.8%(29,506人)減少し、未済人員は11.8%(2,586人)増加している。罪種別に前年と比較する(表6)と、既済人員については、刑法犯(3.2%、6,073人)、特別法犯(4.6%、4,009人)、自動車による過失致死傷等(2.3%、6,519人)、道路交通法等違反(6.1%、12,905人)とそれぞれ減少している。未済人員については、刑法犯(6.6%、719人)、特別法犯(5.4%、228人)、自動車による過失致死傷等(26.8%、1,013人)、道路交通法等違反(20.5%、626人)とそれぞれ増加している。

(※) 時効再起事件の人員(2人)及び他の検察庁に送致したことにより既済となった人員を除く。以下同じ。

表6 被疑事件の既済人員及び未済人員

| 罪種           | 既済人員    | 構成比(%) | 対前年比(%) | 未済人員   | 構成比(%) | 対前年比(%) |
|--------------|---------|--------|---------|--------|--------|---------|
| 総数           | 745,737 | 100.0  | -3.8    | 24,507 | 100.0  | 11.8    |
| 刑法犯          | 181,726 | 24.4   | -3.2    | 11,568 | 47.2   | 6.6     |
| 特別法犯         | 82,213  | 11.0   | -4.6    | 4,464  | 18.2   | 5.4     |
| 自動車による過失致死傷等 | 283,096 | 38.0   | -2.3    | 4,799  | 19.6   | 26.8    |
| 道路交通法等違反     | 198,702 | 26.6   | -6.1    | 3,676  | 15.0   | 20.5    |

(注) 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

また、令和4年における受理人員(旧受及び新受)総数(884,491人)に対する未済人員(24,507人)の割合は2.8%で、前年と比較して0.4ポイント上昇している。

令和4年の既済率は、総数は96.8%で、前年と比較して0.5ポイント低下している。

平成29年以降の既済率の推移は表7のとおりである。

表7 既済率の推移

| 罪種           | 平成   |      | 令和   |      |      |      |
|--------------|------|------|------|------|------|------|
|              | 29年  | 30年  | 元年   | 2年   | 3年   | 4年   |
| 総数           | 98.1 | 98.3 | 98.0 | 97.2 | 97.3 | 96.8 |
| 刑法犯          | 95.9 | 96.2 | 95.9 | 95.1 | 94.5 | 94.0 |
| 特別法犯         | 96.3 | 97.0 | 96.6 | 95.5 | 95.3 | 94.8 |
| 自動車による過失致死傷等 | 99.0 | 99.1 | 98.9 | 98.5 | 98.7 | 98.3 |
| 道路交通法等違反     | 99.0 | 99.1 | 98.9 | 98.2 | 98.6 | 98.2 |

(注) 1 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

2 既済率は、以下により算出した。

$$\frac{\text{既済人員数 (「他の検察庁に送致」を除く。)}}{\text{既済人員数 (「他の検察庁に送致」を除く。) + 未済人員数}} \times 100$$

(2) 既済事由別人員（統計表第8、9、10表関係）

令和4年における既済人員について既済事由別に見ると、前年に比べ、起訴は227,597人で6.9%（16,828人）、不起訴は479,092人で2.6%（13,004人）それぞれ減少している。

平成29年以降の既済事由別人員の構成比の推移は表8のとおりである。

表8 既済事由別人員の構成比の推移

| 既 済 事 由     | 平成    |       | 令和    |       |       |       |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|             | 29年   | 30年   | 元年    | 2年    | 3年    | 4年    |
| 総 数         | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 起 訴         | 31.0  | 31.0  | 31.1  | 31.4  | 31.5  | 30.5  |
| 公 判 請 求     | 7.9   | 8.4   | 8.9   | 9.8   | 9.9   | 9.3   |
| 略 式 命 令 請 求 | 23.1  | 22.6  | 22.2  | 21.5  | 21.7  | 21.3  |
| 不 起 訴       | 63.1  | 63.4  | 63.5  | 63.2  | 63.5  | 64.2  |
| そ の 他       | 5.9   | 5.6   | 5.3   | 5.4   | 5.0   | 5.2   |

（注）「その他」は、中止処分及び家庭裁判所送致である。

令和4年において不起訴にした人員について、不起訴の種類別構成比を前年と比較して見ると、起訴猶予は87.6%で0.3ポイント上昇しており、嫌疑不十分は8.8%で0.1ポイント、その他は3.6%で0.2ポイントそれぞれ低下した。

令和4年において刑法犯で起訴された人員のうち、公判請求の割合は、自動車による過失致死傷等を除く刑法犯では70.7%で、自動車による過失致死傷等は10.8%である。

なお、刑法犯で起訴された人員の公判請求及び略式命令請求の構成比について、平成29年以降の推移を見る（表9）と、公判請求の割合は、刑法犯では、平成30年から増加傾向にあったが、令和4年は前年と比べて0.8ポイント低下している。

表9 刑法犯における公判請求人員と略式命令請求人員の構成比の推移

| 区 分               | 平成          |      | 令和   |      |      |      |      |
|-------------------|-------------|------|------|------|------|------|------|
|                   | 29年         | 30年  | 元年   | 2年   | 3年   | 4年   |      |
| 刑 法 犯             | 公 判 請 求     | 45.4 | 46.2 | 46.9 | 48.4 | 48.4 | 47.6 |
|                   | 略 式 命 令 請 求 | 54.6 | 53.8 | 53.1 | 51.6 | 51.6 | 52.4 |
| 自動車による過失致死傷を除く刑法犯 | 公 判 請 求     | 70.1 | 70.7 | 70.8 | 71.2 | 71.4 | 70.7 |
|                   | 略 式 命 令 請 求 | 29.9 | 29.3 | 29.2 | 28.8 | 28.6 | 29.3 |
| 自動車による過失致死傷等      | 公 判 請 求     | 10.7 | 11.1 | 10.7 | 11.0 | 11.2 | 10.8 |
|                   | 略 式 命 令 請 求 | 89.3 | 88.9 | 89.3 | 89.0 | 88.8 | 89.2 |

(3) 被疑者の年齢（統計表第47、48表関係）

令和4年において刑法犯（自動車による過失致死傷等を除く。）で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、犯時年齢層別にその構成比を比較すると、男性は20歳～24歳、女性は70歳以上が最大となっている。

犯時年齢層別構成比について、平成29年以降の推移を見る（表10）と、20歳～24歳と70歳以上の構成比は、平成29年からおおむね増加傾向にあったが、令和4年は前年と比べて0.4ポイントと0.1ポイントそれぞれ低下した。

表10 起訴又は起訴猶予処分に付した刑法犯における犯時年齢層別構成比の推移

| 年 齢    | 平成    | 30年   | 令和    | 2年    | 3年    | 令和4年  |       |       |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|        |       |       |       |       |       | 29年   | 元年    | 総数    |
| 総 数    | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 14～17歳 | 0.0   | 0.1   | 0.0   | 0.1   | 0.1   | 0.0   | 0.1   | 0.0   |
| 18・19歳 | 0.7   | 0.9   | 0.8   | 0.9   | 1.0   | 0.9   | 1.0   | 0.6   |
| 20～24歳 | 12.7  | 13.5  | 13.3  | 14.0  | 14.2  | 13.8  | 14.4  | 10.6  |
| 25～29歳 | 10.8  | 10.8  | 10.8  | 11.0  | 11.0  | 11.2  | 11.7  | 8.8   |
| 30～34歳 | 10.8  | 10.1  | 10.1  | 9.6   | 9.2   | 9.3   | 9.6   | 7.7   |
| 35～39歳 | 10.3  | 9.9   | 10.0  | 9.2   | 9.4   | 9.5   | 9.7   | 8.4   |
| 40～44歳 | 10.9  | 9.9   | 10.2  | 9.5   | 9.3   | 9.0   | 9.1   | 8.4   |
| 45～49歳 | 10.1  | 9.9   | 10.2  | 9.9   | 9.7   | 9.4   | 9.3   | 9.6   |
| 50～54歳 | 7.6   | 7.8   | 7.9   | 7.9   | 8.2   | 8.8   | 8.8   | 9.1   |
| 55～59歳 | 6.0   | 6.0   | 6.2   | 6.4   | 6.4   | 6.5   | 6.4   | 7.0   |
| 60～64歳 | 5.3   | 5.1   | 5.0   | 5.2   | 5.0   | 5.0   | 5.0   | 5.0   |
| 65～69歳 | 5.9   | 5.7   | 5.3   | 5.1   | 4.7   | 4.5   | 4.4   | 5.2   |
| 70歳以上  | 8.8   | 10.2  | 10.1  | 11.3  | 12.0  | 11.9  | 10.4  | 19.5  |

(4) 起訴率（統計表第8、9、10表関係）

令和4年において起訴した人員は227,597人である。罪種別に起訴した人員の割合を見ると、刑法犯は59,125人で26.0%、特別法犯は35,880人で15.8%、自動車による過失致死傷等は37,159人で16.3%、道路交通法等違反は95,433人で41.9%である。

令和4年の起訴率は32.2%である。

平成29年以降の起訴率の推移を罪種別に見る（表11）と、自動車による過失致死傷等は緩やかな増加傾向にあり、道路交通法等違反は減少傾向にある。

表11 起訴率の推移

| 罪種           | 平成   |      | 令和   |      |      |      |
|--------------|------|------|------|------|------|------|
|              | 29年  | 30年  | 元年   | 2年   | 3年   | 4年   |
| 総数           | 32.9 | 32.8 | 32.9 | 33.2 | 33.2 | 32.2 |
| 刑法犯          | 37.5 | 37.1 | 38.2 | 37.4 | 36.8 | 36.2 |
| 特別法犯         | 51.5 | 50.9 | 49.3 | 48.8 | 48.7 | 45.8 |
| 自動車による過失致死傷等 | 11.1 | 11.6 | 12.4 | 13.5 | 13.7 | 13.5 |
| 道路交通法等違反     | 58.9 | 56.9 | 54.4 | 50.6 | 51.0 | 50.3 |

(注) 1 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。  
2 起訴率は、以下により算出した。

$$\frac{\text{起訴人員数}}{\text{起訴人員数} + \text{不起訴人員数}} \times 100$$

刑法犯の主な罪名別起訴率について、平成29年以降の推移を見る（表12）と、同年から収賄・贈賄（35.4ポイント）、強盗（23.0ポイント）、詐欺（10.5ポイント）、文書偽造（9.8ポイント）などが低下している。

表12 刑法犯の主な罪名別起訴率の推移

| 罪名            | 平成   |      | 令和   |      |      |      |
|---------------|------|------|------|------|------|------|
|               | 29年  | 30年  | 元年   | 2年   | 3年   | 4年   |
| 公務執行妨害        | 50.8 | 47.4 | 53.5 | 52.2 | 48.4 | 44.7 |
| 放火            | 35.2 | 35.6 | 32.5 | 34.0 | 33.4 | 34.0 |
| 住居侵入          | 40.9 | 40.6 | 40.0 | 40.5 | 41.3 | 40.4 |
| 文書偽造          | 38.4 | 37.5 | 39.5 | 31.4 | 27.1 | 28.6 |
| 強制わいせつ・強制性交等  | 36.6 | 35.6 | 34.2 | 34.7 | 31.9 | 32.6 |
| 賭博・富くじ        | 52.0 | 44.3 | 66.7 | 68.8 | 59.6 | 54.2 |
| 収賄・贈賄         | 72.4 | 89.0 | 57.1 | 89.0 | 84.1 | 37.0 |
| 殺人            | 28.7 | 29.5 | 33.6 | 25.4 | 23.5 | 30.5 |
| 傷害            | 32.5 | 32.3 | 32.8 | 31.4 | 30.2 | 30.1 |
| 自動車による過失致死傷等  | 11.1 | 11.6 | 12.4 | 13.5 | 13.7 | 13.5 |
| 窃盗            | 41.0 | 41.1 | 43.2 | 43.7 | 43.6 | 43.4 |
| 強盗            | 52.6 | 55.9 | 47.8 | 42.2 | 25.9 | 29.6 |
| 詐欺            | 58.5 | 56.7 | 57.0 | 54.5 | 52.7 | 48.0 |
| 恐喝            | 31.7 | 30.2 | 32.4 | 29.1 | 29.1 | 24.9 |
| 横領・背任         | 17.3 | 17.0 | 20.0 | 20.8 | 19.9 | 21.7 |
| 盗品等関係         | 21.7 | 22.3 | 22.5 | 25.5 | 20.1 | 19.9 |
| 毀棄・隠匿         | 20.0 | 20.9 | 22.2 | 22.1 | 22.4 | 22.9 |
| 暴力行為等処罰に関する法律 | 37.9 | 36.4 | 36.7 | 33.8 | 30.6 | 31.5 |

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗・強制性交等をそれぞれ含む。

(5) 処理期間（統計表第30、31表関係）

令和4年において既済となった被疑事件（※1）の処理期間（※2）について、その期間別人員の構成比を罪種別に見る（表13）と、被疑事件を受理後15日以内に処理した割合は、刑法犯41.7%、特別法犯43.2%、総数42.2%であり、1月以内までに処理した割合は、刑法犯71.2%、特別法犯71.0%、総数71.1%である。

さらに、2月以内までに処理した割合を見ると、刑法犯85.2%、特別法犯86.1%、総数85.5%である。

- (※1) 他の検察庁に送致したことにより既済となった事件を含み、自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を含まない。  
 (※2) 検察庁において事件を受理した日から処理が既済となった日までの期間

表13 被疑事件の処理期間別人員

| 罪種   | 総数                 | 15日以内             | 1月以内             | 2月以内             | 3月以内            | 6月以内            | 1年以内           | 2年以内         | 2年を超える      |
|------|--------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|----------------|--------------|-------------|
| 総数   | 306,659<br>(100.0) | 129,391<br>(42.2) | 88,687<br>(28.9) | 44,087<br>(14.4) | 18,200<br>(5.9) | 20,052<br>(6.5) | 5,679<br>(1.9) | 536<br>(0.2) | 27<br>(0.0) |
| 刑法犯  | 204,751<br>(100.0) | 85,323<br>(41.7)  | 60,390<br>(29.5) | 28,697<br>(14.0) | 12,011<br>(5.9) | 13,694<br>(6.7) | 4,190<br>(2.0) | 429<br>(0.2) | 17<br>(0.0) |
| 特別法犯 | 101,908<br>(100.0) | 44,068<br>(43.2)  | 28,297<br>(27.8) | 15,390<br>(15.1) | 6,189<br>(6.1)  | 6,358<br>(6.2)  | 1,489<br>(1.5) | 107<br>(0.1) | 10<br>(0.0) |

(注) ( ) 内は、総数に対する構成比である。

## 4 少年被疑事件

### (1) 通常受理人員 (統計表第27表関係)

令和4年における少年被疑事件の通常受理人員は41,148人で、前年に比べると2.0% (811人) 増加している。

罪種別に前年と比較して見る (表14) と、刑法犯は3.5% (663人)、特別法犯は10.6% (406人) それぞれ増加し、自動車による過失致死傷等は2.2% (182人)、道路交通法等違反は0.8% (76人) それぞれ減少している。

また、男女別構成比では、男性が83.0%を占めている。前年に比べると、男性は2.2% (733人)、女性は1.1% (78人) それぞれ増加している。

表14 少年被疑事件の通常受理人員

| 罪種           | 人員     | 構成比 (%) | 対前年比 (%) |
|--------------|--------|---------|----------|
| 総数           | 41,148 | 100.0   | 2.0      |
| 刑法犯          | 19,524 | 47.4    | 3.5      |
| 特別法犯         | 4,221  | 10.3    | 10.6     |
| 自動車による過失致死傷等 | 8,147  | 19.8    | -2.2     |
| 道路交通法等違反     | 9,256  | 22.5    | -0.8     |
| 男            | 34,165 | 83.0    | 2.2      |
| 女            | 6,983  | 17.0    | 1.1      |

(注) 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

少年被疑事件の通常受理人員について、平成29年以降の推移を罪種別に見る (表15) と、特別法犯を除いた罪種で減少傾向であったが、令和4年に刑法犯は2ポイント上昇し、男女別でも平成29年から減少傾向であったが、令和4年は男性2ポイント、女性1ポイントの上昇に転じた。

表15 少年被疑事件の通常受理人員の指数の推移

| 罪種           | 平成29年 | 30年 | 令和元年 | 2年  | 3年  | 4年  |
|--------------|-------|-----|------|-----|-----|-----|
| 総数           | 100   | 89  | 78   | 71  | 63  | 64  |
| 刑法犯          | 100   | 89  | 77   | 68  | 58  | 60  |
| 特別法犯         | 100   | 104 | 117  | 125 | 130 | 144 |
| 自動車による過失致死傷等 | 100   | 86  | 71   | 60  | 56  | 55  |
| 道路交通法等違反     | 100   | 90  | 80   | 79  | 68  | 67  |
| 男            | 100   | 89  | 78   | 71  | 62  | 64  |
| 女            | 100   | 91  | 81   | 72  | 67  | 68  |

- (注) 1 平成29年を100とする指数である。  
 2 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

### (2) 罪名別通常受理人員 (統計表第27表関係)

令和4年における少年被疑事件について、刑法犯の通常受理人員を主な罪名別 (※) に見る (表16) と、前年に比べて、

強盗（188.3%、194人）、放火（34.4%、11人）、暴力行為等処罰に関する法律（30.8%、41人）などが増加し、詐欺（15.0%、164人）、住居侵入（6.2%、60人）などが減少した。

（※）刑法犯の罪名区分は、「付録」の「罪名分類一覧表（その2）」による。ただし、注記のある場合は、それによる。  
以下少年被疑事件の項において同じ。

表16 少年被疑事件の刑法犯の主な罪名別通常受理人員

| 罪 名           | 人 員    | 構成比(%) | 対前年比(%) |
|---------------|--------|--------|---------|
| 総 数           | 27,671 | 100.0  | 1.8     |
| 公務執行妨害        | 139    | 0.5    | 16.8    |
| 放 火           | 43     | 0.2    | 34.4    |
| 住 居 侵 入       | 905    | 3.3    | -6.2    |
| 文 書 偽 造       | 78     | 0.3    | 5.4     |
| 強制わいせつ・強制性交等  | 590    | 2.1    | 23.7    |
| 殺 人           | 52     | 0.2    | 0.0     |
| 傷 害           | 2,607  | 9.4    | -0.9    |
| 自動車による過失致死傷等  | 8,147  | 29.4   | -2.2    |
| 窃 盗           | 9,512  | 34.4   | 3.3     |
| 強 盗           | 297    | 1.1    | 188.3   |
| 詐 欺           | 929    | 3.4    | -15.0   |
| 恐 喝           | 418    | 1.5    | 12.4    |
| 横 領 ・ 背 任     | 1,288  | 4.7    | 16.1    |
| 盗 品 等 関 係     | 236    | 0.9    | 0.4     |
| 暴力行為等処罰に関する法律 | 174    | 0.6    | 30.8    |
| そ の 他 の 刑 法 犯 | 2,256  | 8.2    | 0.0     |

（注）「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ致死傷・強制性交等致死傷を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗・強制性交等をそれぞれ含む。

また、特別法犯のうち、薬事関係事犯の通常受理人員を罪名別に前年と比較して見ると、麻薬及び向精神薬取締法は82人で5.1%（4人）増加し、覚醒剤取締法は129人で12.8%（19人）、大麻取締法は1,087人で7.3%（86人）減少し、毒物及び劇物取締法は5人で横ばいである。

### (3) 全被疑者中に占める少年被疑者の割合（統計表第7、9、10、27表関係）

令和4年における全被疑者（少年、成人及び法人の全被疑者をいう。）の通常受理人員中に占める少年被疑者の割合は5.6%で、前年に比べ0.3ポイント上昇した。

全被疑者中に占める少年被疑者の比率について、平成29年以降の推移を罪種別に比較する（表17）と、特別法犯は同年から増加しているものの、全般的に減少傾向が認められたが、令和4年は前年と比較して刑法犯は0.7ポイント、特別法犯は0.8ポイント、道路交通法等違反は0.2ポイントそれぞれ上昇している。

表17 全被疑者に占める少年被疑者の比率の推移

| 罪 種          | 平成<br>29年 | 30年  | 令和<br>元年 | 2年   | 3年   | 4年   |
|--------------|-----------|------|----------|------|------|------|
| 総 数          | 6.1       | 5.8  | 5.6      | 5.7  | 5.3  | 5.6  |
| 刑 法 犯        | 15.0      | 13.9 | 12.5     | 11.3 | 10.0 | 10.7 |
| 特 別 法 犯      | 3.3       | 3.4  | 3.9      | 4.1  | 4.5  | 5.3  |
| 自動車による過失致死傷等 | 3.2       | 3.0  | 2.8      | 2.9  | 2.9  | 2.9  |
| 道路交通法等違反     | 4.8       | 4.6  | 4.6      | 4.9  | 4.5  | 4.7  |

（注）「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

令和4年における刑法犯の通常受理人員について、少年と成人の構成比を主な罪名別に見る（表18）と、前年と比較して少年被疑者の占める割合が増加している罪名は、強盗（9.1ポイント）、恐喝（3.2ポイント）などであり、減少している罪名は、住居侵入（0.6ポイント）、詐欺（0.5ポイント）などである。

表18 刑法犯の少年・成人別被疑者の構成比

| 罪名            | 少年   | 成人   |
|---------------|------|------|
| 総数            | 5.9  | 94.1 |
| 公務執行妨害        | 7.4  | 92.6 |
| 放火            | 5.6  | 94.4 |
| 住居侵入          | 16.3 | 83.7 |
| 文書偽造          | 3.2  | 96.8 |
| 強制わいせつ・強制性交等  | 9.6  | 90.4 |
| 殺人            | 3.9  | 96.1 |
| 傷害            | 7.9  | 92.1 |
| 自動車による過失致死傷等  | 2.9  | 97.1 |
| 窃盗            | 13.1 | 86.9 |
| 強盗            | 13.3 | 86.7 |
| 詐欺            | 5.6  | 94.4 |
| 恐喝            | 25.4 | 74.6 |
| 横領・背任         | 19.6 | 80.4 |
| 盗品等関係         | 38.1 | 61.9 |
| 暴力行為等処罰に関する法律 | 9.3  | 90.7 |
| その他の刑法犯       | 7.9  | 92.1 |

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ致死傷・強制性交等致死傷を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗・強制性交等をそれぞれ含む。

(4) 少年被疑事件の年齢別人員 (統計表第27表関係)

令和4年における刑法犯に係る少年被疑事件について、年齢別通常受理人員を見る(表19)と、前年に比べて、14・15歳は11.6%(445人)、16・17歳は1.7%(134人)それぞれ増加し、18・19歳は0.6%(98人)減少している。

表19 刑法犯に係る少年被疑事件の年齢別通常受理人員

| 年齢     | 人員     | 構成比 (%) | 対前年比 (%) |
|--------|--------|---------|----------|
| 総数     | 27,671 | 100.0   | 1.8      |
| 14・15歳 | 4,297  | 15.5    | 11.6     |
| 16・17歳 | 8,195  | 29.6    | 1.7      |
| 18・19歳 | 15,179 | 54.9    | -0.6     |

刑法犯に係る少年被疑事件の通常受理人員について、平成29年以降の年齢別構成比の推移を見る(表20)と、令和4年は前年に比して、14・15歳の割合は1.3ポイント増加し、18・19歳の割合は1.3ポイント減少している。

表20 少年被疑事件の刑法犯通常受理人員の年齢別構成比の推移

| 年齢     | 平成    |       | 令和    |       |       |       |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|        | 29年   | 30年   | 元年    | 2年    | 3年    | 4年    |
| 総数     | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 14・15歳 | 18.5  | 16.0  | 14.1  | 14.0  | 14.2  | 15.5  |
| 16・17歳 | 28.2  | 29.6  | 30.4  | 30.0  | 29.6  | 29.6  |
| 18・19歳 | 53.3  | 54.4  | 55.5  | 56.0  | 56.2  | 54.9  |

5 外国人被疑事件

(1) 通常受理人員 (統計表第15、16、21、22表関係)

令和4年における外国人被疑事件(自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。)の通常受理人



員は18,099人で、前年に比べると5.5%（1,059人）減少している。

罪種別に対前年比を見る（表21）と、刑法犯は3.6%（354人）、特別法犯は7.6%（705人）それぞれ減少している。

表21 外国人被疑事件の通常受理人員

| 罪種   | 人員     | 構成比 (%) | 対前年比 (%) |
|------|--------|---------|----------|
| 総数   | 18,099 | 100.0   | -5.5     |
| 刑法犯  | 9,586  | 53.0    | -3.6     |
| 特別法犯 | 8,513  | 47.0    | -7.6     |

令和4年における外国人被疑事件について、通常受理人員が多い国籍別に見る（表22）と、ベトナム、中国、韓国・朝鮮、ブラジルが上位を占める。

前年に比べると、タイ（3.6%、20人）、韓国・朝鮮（3.0%、71人）などがそれぞれ増加し、スリランカ（27.8%、121人）、ペルー（25.7%、103人）、インドネシア（11.7%、41人）などがそれぞれ減少している。

表22 国籍別通常受理人員

| 国籍      | 人員     | 構成比 (%) | 対前年比 (%) |
|---------|--------|---------|----------|
| 総数      | 18,099 | 100.0   | -5.5     |
| ベトナム    | 5,060  | 28.0    | -10.7    |
| 中国      | 4,207  | 23.2    | -1.7     |
| 韓国・朝鮮   | 2,449  | 13.5    | 3.0      |
| ブラジル    | 1,125  | 6.2     | -3.8     |
| フィリピン   | 1,098  | 6.1     | -5.8     |
| タイ      | 576    | 3.2     | 3.6      |
| アメリカ合衆国 | 376    | 2.1     | 0.8      |
| スリランカ   | 314    | 1.7     | -27.8    |
| インドネシア  | 308    | 1.7     | -11.7    |
| ペルー     | 298    | 1.6     | -25.7    |
| その他     | 2,288  | 12.6    | -4.2     |

令和4年における来日外国人被疑事件の通常受理人員は13,892人で、前年から1,053人減少している。

罪種別に対前年比を見る（表23）と、刑法犯は5.5%（392人）、特別法犯は8.4%（661人）それぞれ減少している。

また、令和4年における外国人被疑事件の通常受理人員中に占める来日外国人の割合は76.8%で、前年に比べると1.2ポイント低下しており、罪種別では、刑法犯は69.7%で1.5ポイント、特別法犯は84.7%で0.7ポイントそれぞれ低下している。

表23 来日外国人被疑事件の通常受理人員

| 罪種   | 人員     | 構成比 (%) | 対前年比 (%) | 外国人被疑事件中に占める割合 (%) |
|------|--------|---------|----------|--------------------|
| 総数   | 13,892 | 100.0   | -7.0     | 76.8               |
| 刑法犯  | 6,684  | 48.1    | -5.5     | 69.7               |
| 特別法犯 | 7,208  | 51.9    | -8.4     | 84.7               |

令和4年における来日外国人被疑事件について、通常受理人員が多い国籍別に見る（表24）と、ベトナム、中国、フィリピン、ブラジルなどが上位を占める。

前年に比べると、タイ（6.1%、31人）などが増加し、スリランカ（27.9%、119人）、ペルー（27.1%、71人）、インドネシア（11.7%、39人）などがそれぞれ減少している。

表24 来日外国人国籍別通常受理人員

| 国 籍     | 人 員    | 構成比 (%) | 対前年比 (%) | 外国人被疑事件中に占める割合 (%) |
|---------|--------|---------|----------|--------------------|
| 総 数     | 13,892 | 100.0   | -7.0     | 76.8               |
| ベ ト ナ ム | 4,977  | 35.8    | -10.0    | 98.4               |
| 中 国     | 3,249  | 23.4    | -2.5     | 77.2               |
| フィリピン   | 796    | 5.7     | -7.1     | 70.8               |
| ブラジル    | 791    | 5.7     | -6.8     | 72.0               |
| 韓国・朝鮮   | 594    | 4.3     | -7.2     | 24.3               |
| タイ      | 539    | 3.9     | 6.1      | 93.6               |
| スリランカ   | 307    | 2.2     | -27.9    | 97.8               |
| インドネシア  | 295    | 2.1     | -11.7    | 99.0               |
| ペ ル ー   | 191    | 1.4     | -27.1    | 62.0               |
| アメリカ合衆国 | 166    | 1.2     | 2.5      | 44.1               |
| そ の 他   | 1,987  | 14.3    | -2.8     | 86.8               |

(2) 罪名別通常受理人員 (統計表第16、22表関係)

令和4年における外国人被疑事件の通常受理人員を主な罪名別に見る(表25)と、前年に比べると、刑法犯では、詐欺(11.5%、96人)、公務執行妨害(8.3%、9人)などが増加し、恐喝(71.7%、76人)、文書偽造(31.3%、57人)、殺人(13.1%、11人)などが減少している。特別法犯では、麻薬及び向精神薬取締法(18.6%、56人)、関税法(16.2%、27人)、銃砲刀剣類所持等取締法(10.7%、27人)などが増加したほか、あへん法(100.0%、2人)、売春防止法(26.7%、12人)、覚醒剤取締法(21.3%、177人)などが減少している。

構成比で見ると、出入国管理及び難民認定法が23.7%と最も高く、次いで窃盗が21.5%を占めている。

表25 外国人被疑事件の主な罪名別通常受理人員

| 罪 名  | 人 員    | 構成比 (%) | 対前年比 (%) |
|--|--------|---------|----------|
| 総 数  | 18,099 | 100.0   | -5.5     |
| 刑 法 犯  | 9,586  | 53.0    | -3.6     |
| 公 務 執 行 妨 害                                  | 117    | 0.6     | 8.3      |
| 住 居 侵 入                                      | 289    | 1.6     | -7.4     |
| 文 書 偽 造                                      | 125    | 0.7     | -31.3    |
| 強 制 わ い せ つ ・ 強 制 性 交 等                      | 318    | 1.8     | -1.9     |
| 賭 博 ・ 富 く じ                                  | 71     | 0.4     | -9.0     |
| 殺 人  | 73     | 0.4     | -13.1    |
| 傷 害  | 1,939  | 10.7    | -1.0     |
| 窃 盗  | 3,887  | 21.5    | -1.5     |
| 強 盗  | 148    | 0.8     | -9.2     |
| 詐 欺  | 932    | 5.1     | 11.5     |
| 恐 喝  | 30     | 0.2     | -71.7    |
| 横 領 ・ 背 任                                    | 266    | 1.5     | -6.7     |
| 盗 品 等 関 係                                    | 118    | 0.7     | 0.9      |
| 暴 力 行 為 等 処 罰 に 関 する 法 律                     | 128    | 0.7     | 0.0      |
| そ の 他 の 刑 法 犯                                | 1,145  | 6.3     | -12.7    |
| 特 別 法 犯                                      | 8,513  | 47.0    | -7.6     |
| 風 俗 営 業 等 の 規 制 及 び 業 務 の 適 正 化 等 に 関 する 法 律 | 248    | 1.4     | -4.6     |
| 銃 砲 刀 剣 類 所 持 等 取 締 法                        | 279    | 1.5     | 10.7     |
| 売 春 防 止 法                                    | 33     | 0.2     | -26.7    |
| 大 麻 取 締 法                                    | 455    | 2.5     | -17.1    |
| 麻 薬 及 び 向 精 神 薬 取 締 法                        | 357    | 2.0     | 18.6     |
| 覚 醒 剤 取 締 法                                  | 654    | 3.6     | -21.3    |
| あ へ ん 法                                      | 0      | 0.0     | -100.0   |
| 関 税 法  | 194    | 1.1     | 16.2     |
| 出 入 国 管 理 及 び 難 民 認 定 法                      | 4,295  | 23.7    | -9.4     |
| そ の 他 の 特 別 法 犯                              | 1,998  | 11.0    | -3.5     |

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗・強姦等をそれぞれ含む。

令和4年における全被疑者の通常受理人員（262,049人、自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。）に占める外国人被疑者の割合は6.9%で、前年に比べると、0.1ポイント低下している。

罪名別に外国人被疑者の割合を見ると、刑法犯では、盗品等関係（19.0%）、賭博・富くじ（12.4%）、暴力行為等処罰に関する法律（6.8%）などが、特別法犯では、出入国管理及び難民認定法（91.5%）、関税法（53.9%）などが高い割合を示している。

令和4年における来日外国人被疑事件の通常受理人員を主な罪名別に前年と比較して見る（表26）と、刑法犯では、公務執行妨害（26.5%、18人）、詐欺（11.3%、71人）、強制わいせつ・強制性交等（9.5%、21人）が増加し、恐喝（83.9%、73人）、文書偽造（30.0%、45人）、横領・背任（18.3%、39人）などが減少している。特別法犯では、関税法（42.6%、49人）、麻薬及び向精神薬取締法（23.3%、59人）、銃砲刀剣類所持等取締法（23.2%、38人）が増加し、あへん法（100.0%、1人）、売春防止法（44.0%、11人）、覚醒剤取締法（24.2%、145人）などが減少している。

表26 来日外国人被疑事件の主な罪名別通常受理人員

| 罪名                        | 人員     | 構成比 (%) | 対前年比 (%) |
|---------------------------|--------|---------|----------|
| 総数                        | 13,892 | 100.0   | -7.0     |
| 刑法犯                       | 6,684  | 48.1    | -5.5     |
| 公務執行妨害                    | 86     | 0.6     | 26.5     |
| 住居侵入                      | 232    | 1.7     | -2.1     |
| 文書偽造                      | 105    | 0.8     | -30.0    |
| 強制わいせつ・強制性交等              | 243    | 1.7     | 9.5      |
| 賭博・富くじ                    | 60     | 0.4     | 1.7      |
| 殺人                        | 60     | 0.4     | -17.8    |
| 傷害                        | 1,184  | 8.5     | -5.3     |
| 窃盗                        | 2,725  | 19.6    | -3.4     |
| 強盗                        | 113    | 0.8     | -13.7    |
| 詐欺                        | 698    | 5.0     | 11.3     |
| 恐喝                        | 14     | 0.1     | -83.9    |
| 横領・背任                     | 174    | 1.3     | -18.3    |
| 盗品等関係                     | 103    | 0.7     | 1.0      |
| 暴力行為等処罰に関する法律             | 93     | 0.7     | 6.9      |
| その他の刑法犯                   | 794    | 5.7     | -16.3    |
| 特別法犯                      | 7,208  | 51.9    | -8.4     |
| 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反 | 154    | 1.1     | -6.7     |
| 銃砲刀剣類所持等取締法               | 202    | 1.5     | 23.2     |
| 売春防止法                     | 14     | 0.1     | -44.0    |
| 大麻取締法                     | 308    | 2.2     | -23.8    |
| 麻薬及び向精神薬取締法               | 312    | 2.2     | 23.3     |
| 覚醒剤取締法                    | 453    | 3.3     | -24.2    |
| あへん法                      | 0      | 0.0     | -100.0   |
| 関税法                       | 164    | 1.2     | 42.6     |
| 出入国管理及び難民認定法              | 4,208  | 30.3    | -9.5     |
| その他の特別法犯                  | 1,393  | 10.0    | -6.6     |

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗・強制性交等をそれぞれ含む。

令和4年における外国人被疑事件の通常受理人員に占める来日外国人の割合を主な罪名別に見ると、刑法犯では、盗品等関係（87.3%）、賭博・富くじ（84.5%）、文書偽造（84.0%）などが、特別法犯では、出入国管理及び難民認定法（98.0%）、麻薬及び向精神薬取締法（87.4%）、関税法（84.5%）などが高い割合を示している。

## 6 被疑者の逮捕・勾留

### (1) 逮捕（統計表第41、43表関係）

令和4年に既済となった被疑事件（※）の人員のうち、逮捕された者は95,959人で、前年に比べると3.4%（3,372人）減少し、同年に逮捕された者の既済となった被疑事件の人員に占める割合は36.7%で前年より0.1ポイント上昇した。

（※）自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

罪種別に対前年比を見る（表27）と、逮捕された者の人員は、刑法犯は0.8%（542人）、特別法犯は10.1%（2,830人）減少している。また、逮捕された者の割合は、刑法犯は38.9%で前年より0.9ポイント上昇し、特別法犯は31.6%で前年より1.9ポイント低下している。

表27 逮捕・不逮捕別人員

| 罪 種     | 総 数     | 逮 捕 さ れ た 者 |                 |         | 逮 捕 さ れ な か っ た 者 |                 |         |
|---------|---------|-------------|-----------------|---------|-------------------|-----------------|---------|
|         |         | 人 員         | 総数に対する<br>割合(%) | 対前年比(%) | 人 員               | 総数に対する<br>割合(%) | 対前年比(%) |
| 総 数     | 261,614 | 95,959      | 100.0           | -3.4    | 165,655           | 100.0           | -3.8    |
| 刑 法 犯   | 181,646 | 70,714      | 73.7            | -0.8    | 110,932           | 67.0            | -4.8    |
| 特 別 法 犯 | 79,968  | 25,245      | 26.3            | -10.1   | 54,723            | 33.0            | -1.7    |

既済となった被疑事件の逮捕・不逮捕別人員構成比について、平成29年以降の推移を見ると表28のとおりである。

表28 逮捕・不逮捕別人員構成比の推移

| 区 分               | 平成    |       | 令和    |       |       |       |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                   | 29年   | 30年   | 元年    | 2年    | 3年    | 4年    |
| 総 数               | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 逮 捕 さ れ た 者       | 38.7  | 38.8  | 38.5  | 37.4  | 36.6  | 36.7  |
| 逮 捕 さ れ な か っ た 者 | 61.3  | 61.2  | 61.5  | 62.6  | 63.4  | 63.3  |

令和4年において既済となった被疑事件の逮捕・不逮捕別人員及び総数に対する割合を少年・成人別（年齢は、処理時年齢であり、年齢不詳者を除く。）に見ると、逮捕された少年は5,763人（24.4%）、同成人は90,187人（40.4%）であり、前年に比べると、少年は7.7%（410人）増加し、成人は4.0%（3,781人）減少している。

また、男女別（性別不詳者を除く。）に見ると、逮捕された男性は84,827人（40.3%）、同女性は11,131人（30.0%）であり、前年に比べると、男性は3.1%（2,740人）、女性は5.4%（632人）減少している。

令和4年において逮捕された者を逮捕の区分別に見る（表29）と、検察庁逮捕が165人（0.2%）、警察から身柄送致が89,480人（93.2%）、警察で身柄釈放が6,314人（6.6%）であり、前年に比べると、検察庁逮捕が35.2%（43人）増加し、警察から身柄送致が3.3%（3,031人）、警察で身柄釈放が5.7%（384人）減少している。

表29 逮捕された人員

| 区 分            | 人 員    | 構成比(%) | 対前年比(%) |
|----------------|--------|--------|---------|
| 総 数            | 95,959 | 100.0  | -3.4    |
| 検 察 庁 逮 捕      | 165    | 0.2    | 35.2    |
| 警 察 から 身 柄 送 致 | 89,480 | 93.2   | -3.3    |
| 警 察 で 身 柄 釈 放  | 6,314  | 6.6    | -5.7    |

また、令和4年において逮捕された者について、既済事由別にその人員及び構成比を見ると、起訴は49,672人（51.8%）、不起訴は41,072人（42.8%）、中止は49人（0.1%）、家庭裁判所送致は5,166人（5.4%）であり、前年に比べると、起訴は7.7%（4,143人）減少し、不起訴は1.0%（417人）増加している。

## (2) 勾留（統計表第41、42、44表関係）

令和4年において既済となった被疑事件の人員のうち、勾留請求した者は84,161人で、検察庁逮捕及び警察から身柄送致された者の93.9%を占める。このうち、勾留状が発せられた者は80,996人で、勾留請求した者の96.2%を占めている。

また、勾留された者（※）は81,017人で、前年に比べると3.4%（2,824人）減少している。

（※）少年法第45条第4号又は第45条の2の規定により、同法第17条第1項第2号の観護の措置が勾留とみなされる場合を含む。以下同じ。

令和4年において勾留された者について、勾留後の措置別に見る（表30）と、勾留中公判請求は34,405人（42.5%）、勾留中略式命令請求は6,035人（7.4%）、勾留中家裁送致は3,339人（4.1%）、釈放は37,227人（45.9%）であり、前年に比べると、勾留中公判請求は9.5%（3,601人）、勾留中略式命令請求は2.2%（137人）それぞれ減少し、勾留中家裁送致は3.6%（116人）、釈放は2.2%（799人）とそれぞれ増加している。

表30 勾留後の措置別人員

| 区分        | 人員     | 構成比 (%) | 対前年比 (%) |
|-----------|--------|---------|----------|
| 総数        | 81,017 | 100.0   | -3.4     |
| 勾留中公判請求   | 34,405 | 42.5    | -9.5     |
| 勾留中略式命令請求 | 6,035  | 7.4     | -2.2     |
| 勾留中家裁送致   | 3,339  | 4.1     | 3.6      |
| 釈放        | 37,227 | 45.9    | 2.2      |
| その他       | 11     | 0.0     | -8.3     |

また、釈放された者について、その人員及び構成比を既済事由別に見ると、起訴（勾留中求令状による起訴を含む。）は5,184人（13.9%）、不起訴は31,100人（83.5%）、中止は34人（0.1%）、家庭裁判所送致は909人（2.4%）である。

令和4年において勾留された者について、その人員及び構成比を既済事由別に見る（表31）と、起訴は45,630人（56.3%）、不起訴は31,192人（38.5%）、中止は34人（0.0%）、家庭裁判所送致は4,161人（5.1%）であり、前年に比べると、起訴は7.4%（3,637人）減少し、不起訴は1.6%（493人）増加している。

表31 勾留被疑者の既済事由別人員

| 既済事由  | 人員     | 構成比 (%) | 対前年比 (%) |
|-------|--------|---------|----------|
| 総数    | 81,017 | 100.0   | -3.4     |
| 起訴    | 45,630 | 56.3    | -7.4     |
| 不起訴   | 31,192 | 38.5    | 1.6      |
| 起訴猶予  | 20,873 | 25.8    | 1.0      |
| 嫌疑不十分 | 9,254  | 11.4    | 2.8      |
| その他   | 1,065  | 1.3     | 2.8      |
| 中止    | 34     | 0.0     | -17.1    |
| 家裁送致  | 4,161  | 5.1     | 8.5      |

令和4年において勾留された者について、勾留期間別にその人員及び構成比を見ると、勾留期間が、5日以内は1,247人（1.5%）、10日以内は23,484人（29.0%）、15日以内は3,676人（4.5%）、20日以内は52,489人（64.8%）、25日以内は16人（0.0%）、25日を超えるは105人（0.1%）である。

なお、令和4年において勾留期間の延長を請求した者は56,493人である。そのうち、勾留期間の延長を許可された者は56,310人で、延長を請求した者の99.7%を占める。また、勾留期間の延長を許可された者のうち、起訴は32,613人で、延長が許可された者の57.9%を占める。

## 7 被疑者の前科関係

### (1) 初犯者、前科者の人員（統計表第47、48表関係）

令和4年において起訴又は起訴猶予にした被疑者（※）について、初犯者・前科者別に人員を見る（表32）と、初犯者は127,268人で全体の65.5%を占めている。

また、同被疑者中に占める前科者の割合を罪種別に前年と比べると、刑法犯は36.4%で0.2ポイント、特別法犯は31.0%で2.3ポイント低下している。

（※）前科不詳者、法人、自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

表32 被疑者の初犯者・前科者別人員

| 区 分     | 総 数     | 初 犯 者   | 前 科 者  |
|---------|---------|---------|--------|
| 総 数     | 194,423 | 127,268 | 67,155 |
| 男       | 165,539 | 104,149 | 61,390 |
| 女       | 28,884  | 23,119  | 5,765  |
| 刑 法 犯   | 127,330 | 81,001  | 46,329 |
| 男       | 106,059 | 64,217  | 41,842 |
| 女       | 21,271  | 16,784  | 4,487  |
| 特 別 法 犯 | 67,093  | 46,267  | 20,826 |
| 男       | 59,480  | 39,932  | 19,548 |
| 女       | 7,613   | 6,335   | 1,278  |

刑法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、平成29年以降の初犯者と前科者の構成比の推移を見ると表33のとおりである。

表33 刑法犯の初犯者・前科者別構成比の推移

| 区 分   | 平成<br>29年 | 30年   | 令和<br>元年 | 2年    | 3年    | 4年    |
|-------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|
| 総 数   | 100.0     | 100.0 | 100.0    | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 初 犯 者 | 61.4      | 61.8  | 62.3     | 62.7  | 63.4  | 63.6  |
| 前 科 者 | 38.6      | 38.2  | 37.7     | 37.3  | 36.6  | 36.4  |

令和4年において刑法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、初犯者と前科者の構成比を主な罪名別に見る（表34）と、構成比が高い罪名から順に、初犯者は収賄・贈賄（80.9%）、強制わいせつ・強制性交等（74.5%）、賭博・富くじ（74.1%）、前科者は恐喝（46.4%）、公務執行妨害（45.9%）、脅迫（42.2%）などである。

また、前年に比べると、初犯者は文書偽造13.4%（104人）、住居侵入6.0%（161人）が、前科者は収賄・贈賄57.1%（8人）、殺人9.2%（7人）などがそれぞれ増加している。

表34 刑法犯の主な罪名別初犯者及び前科者の構成比

| 罪 名                     | 初 犯 者 | 前 科 者 |
|-------------------------|-------|-------|
| 公 務 執 行 妨 害             | 54.1  | 45.9  |
| 放 火                     | 65.3  | 34.7  |
| 住 居 侵 入                 | 66.1  | 33.9  |
| 文 書 偽 造                 | 68.7  | 31.3  |
| 強 制 わ い せ つ ・ 強 制 性 交 等 | 74.5  | 25.5  |
| 賭 博 ・ 富 く じ             | 74.1  | 25.9  |
| 収 賄 ・ 贈 賄               | 80.9  | 19.1  |
| 殺 人                     | 73.9  | 26.1  |
| 傷 害                     | 66.5  | 33.5  |
| 脅 迫                     | 57.8  | 42.2  |
| 窃 盗                     | 57.9  | 42.1  |
| 強 盗                     | 60.9  | 39.1  |
| 詐 欺                     | 69.7  | 30.3  |
| 恐 喝                     | 53.6  | 46.4  |
| 横 領 ・ 背 任               | 71.5  | 28.5  |
| 盗 品 等 関 係               | 61.1  | 38.9  |
| 毀 棄 ・ 隠 匿               | 60.5  | 39.5  |
| 暴力行為等処罰に関する法律           | 58.3  | 41.7  |

注）「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗・強制性交等をそれぞれ含む。

令和4年において特別法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、初犯者と前科者の構成比を主な罪名別に見ると、初犯者の割合の高い罪名は、売春防止法（85.9%）、公職選挙法（84.6%）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（79.9%）など、前科者の割合の高い罪名は、毒物及び劇物取締法（88.4%）、覚醒剤取締法（76.8%）である。

(2) 初犯者、前科者別公訴提起（公判請求及び略式命令請求）率（統計表第49、50表関係）

令和4年において公訴提起又は起訴猶予にした被疑者について、初犯者及び前科者の公訴提起率を罪種別に見ると、初犯

者では刑法犯は39.7%（前年40.8%）、特別法犯は46.8%（同49.1%）であり、前科者では刑法犯は58.3%（同58.8%）、特別法犯は64.2%（同68.6%）である。

刑法犯の主な罪名別の公訴提起率を見る（表35）と、公訴提起率が高い罪名は、順に、初犯者では、収賄・贈賄（93.5%）、殺人（86.8%）、強盗（78.9%）、詐欺（56.8%）などであり、前科者では、収賄・贈賄（95.5%）、殺人（92.8%）、強盗（91.1%）などである。

表35 刑法犯の主な罪名別初犯者及び前科者の公訴提起率

| 罪 名           | 初 犯 者 | 前 科 者 |
|---------------|-------|-------|
| 公務執行妨害        | 44.4  | 53.7  |
| 放火            | 54.5  | 76.4  |
| 住居侵入          | 41.5  | 56.5  |
| 文書偽造          | 48.6  | 62.9  |
| 強制わいせつ・強制性交等  | 49.4  | 67.8  |
| 賭博・富くじ        | 54.1  | 62.9  |
| 収賄・贈賄         | 93.5  | 95.5  |
| 殺人            | 86.8  | 92.8  |
| 傷害            | 30.7  | 42.0  |
| 脅迫            | 39.4  | 51.9  |
| 窃盗            | 39.4  | 64.4  |
| 強盗            | 78.9  | 91.1  |
| 詐欺            | 56.8  | 67.4  |
| 恐喝            | 41.4  | 45.0  |
| 横領・背任         | 21.5  | 31.9  |
| 盗品等関係         | 38.7  | 43.0  |
| 毀棄・隠匿         | 45.2  | 61.3  |
| 暴力行為等処罰に関する法律 | 25.7  | 48.0  |

(注) 1 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗・強制性交等をそれぞれ含む。  
2 公訴提起率は以下により算出した。

$$\frac{\text{公訴提起人員数}}{\text{公訴提起人員数} + \text{起訴猶予人員数}} \times 100$$

また、特別法犯の主な罪名別の公訴提起率について、初犯者と前科者の構成比を主な罪名別に見ると、初犯者の割合の高い罪名は、覚醒剤取締法（87.5%）、麻薬及び向精神薬取締法（86.6%）、毒物及び劇物取締法（70.6%）など、前科者の割合の高い罪名は、覚醒剤取締法（89.4%）、麻薬及び向精神薬取締法（84.8%）、児童福祉法（81.8%）などである。

## 8 検察官の上訴

### (1) 控訴（統計表第59、60表関係）

令和4年において検察官が控訴した被告事件（検察官のみ控訴した被告事件のほか、検察官と検察官以外の者とは控訴した被告事件を含む。以下同じ。）の人員は63人である。そのうち、検察官のみの控訴に係る人員は50人で、検察官が控訴した被告事件の79.4%を占めている。

検察官が控訴した被告事件について、令和4年において既済となった人員を既済事由別の構成比を見る（表36）と、破棄自判の構成比が48.4%と最も高く、次いで控訴棄却が21.9%を占めている。

表36 控訴事件の既済事由別人員

| 既 済 事 由    | 人 員 | 構成比 (%) |
|------------|-----|---------|
| 総 数        | 64  | 100.0   |
| 破 棄 自 判    | 31  | 48.4    |
| 破棄差戻し・破棄移送 | 8   | 12.5    |
| 控 訴 棄 却    | 14  | 21.9    |
| 控 訴 取 下 げ  | 1   | 1.6     |
| そ の 他      | 10  | 15.6    |

検察官が控訴し、既済となった被告事件のうち、原判決が無罪の19人について既済事由別に見ると、破棄自判により新たに有罪とした人員は9人（47.4%）、破棄差戻し・破棄移送は4人（21.1%）、控訴棄却は5人（26.3%）である。

また、原判決が有罪の37人について、破棄自判により原判決より刑を重くした人員は4人（10.8%）、刑が同じ人員は6人（16.2%）、公訴棄却は2人（5.4%）、破棄差戻し・破棄移送は4人（10.8%）、控訴棄却は8人（21.6%）、その他は10人（27.0%）である。

(2) 上告（統計表第59、61表関係）

令和4年において検察官が上告した被告事件（検察官のみが上告した被告事件のほか、検察官と検察官以外の者とは上告した被告事件を含む。以下同じ。）の人員は7人である。また、検察官が上告した被告事件で、令和4年において既済となった人員は6人である。

9 確定裁判と刑の執行猶予

(1) 確定裁判（統計表第63表関係）

令和4年において確定裁判を受けた人員は200,572人で、前年に比べると6.0%（12,743人）減少している。

刑の種類及び裁判結果別に前年と比較する（表37）と、拘留（20%、1人）、控訴棄却（8.6%、26人）は増加し、死刑（100.0%、4人）、無罪（36.2%、34人）、科料（11.4%、159人）、懲役（10.7%、4,654人）などは減少している。

表37 確定裁判を受けた人員

| 刑の種類等   | 人 員     | 構成比 (%) | 対前年比 (%) |
|---------|---------|---------|----------|
| 総 数     | 200,572 | 100.0   | -6.0     |
| 死 刑     | 0       | 0.0     | -100.0   |
| 懲 役     | 38,920  | 19.4    | -10.7    |
| 禁 錮     | 2,630   | 1.3     | -1.5     |
| 罰 金     | 157,394 | 78.5    | -4.8     |
| 拘 留     | 6       | 0.0     | 20.0     |
| 科 料     | 1,231   | 0.6     | -11.4    |
| 無 罪     | 60      | 0.0     | -36.2    |
| 公 訴 棄 却 | 328     | 0.2     | 8.6      |
| そ の 他   | 3       | 0.0     | -        |

懲役、禁錮及び罰金の確定裁判を受けた人員について、平成29年以降の推移を刑の種類別に見る（表38）と、懲役、禁錮及び罰金のいずれもおおむね減少傾向にある。

表38 懲役・禁錮・罰金の確定裁判を受けた人員の比率の推移

| 刑 の 種 類 | 平成<br>29年 | 30年 | 令和<br>元年 | 2年 | 3年 | 4年 |
|---------|-----------|-----|----------|----|----|----|
| 懲 役     | 100       | 97  | 94       | 90 | 89 | 79 |
| 禁 錮     | 100       | 103 | 100      | 89 | 87 | 86 |
| 罰 金     | 100       | 91  | 79       | 70 | 68 | 64 |

(注) 平成29年を100とする指数である。

懲役及び禁錮の確定裁判を受けた人員について、平成29年以降の実刑と執行猶予の構成比の推移を見る（表39）と、懲役の実刑については、全体として減少傾向であったが、令和3年から増加している。また、禁錮の実刑は、減少傾向にあったが、令和4年は0.2ポイント上昇している。

表39 自由刑における実刑・執行猶予の構成比の推移

| 区 分 | 平成<br>29年 | 30年   | 令和<br>元年 | 2年    | 3年    | 4年    |       |
|-----|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|-------|
| 懲 役 | 計         | 100.0 | 100.0    | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
|     | 実 刑       | 37.4  | 36.2     | 36.0  | 35.7  | 35.9  | 36.3  |
|     | 一部 猶 予    | 3.1   | 3.3      | 3.1   | 2.9   | 2.3   | 1.9   |
|     | 全部 猶 予    | 59.5  | 60.5     | 60.8  | 61.4  | 61.7  | 61.8  |
| 禁 錮 | 計         | 100.0 | 100.0    | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
|     | 実 刑       | 2.2   | 1.9      | 1.8   | 1.7   | 1.7   | 1.9   |
|     | 一部 猶 予    | 0.0   | 0.0      | 0.0   | 0.0   | 0.0   | 0.0   |
|     | 全部 猶 予    | 97.8  | 98.1     | 98.2  | 98.3  | 98.3  | 98.1  |

令和4年において懲役及び禁錮の実刑の確定裁判を受けた人員について、刑期別にその人員を見る（表40）と、前年と比較して、懲役では、20年以下が19.7%、20年を超えるが17.4%、無期が44.4%など全ての刑期において減少した。また、禁錮では、1年以下が87.5%増加し、3年以下が6.1%、3年を超えるが20.0%減少した。



表40 懲役及び禁錮の刑期別人員

| 区 分      | 人 員    | 構成比 (%) |
|----------|--------|---------|
| 計        | 14,128 | 100.0   |
| 懲 役      |        |         |
| 1 年 以 下  | 3,776  | 26.7    |
| 3 年 以 下  | 7,748  | 54.8    |
| 5 年 以 下  | 1,770  | 12.5    |
| 10 年 以 下 | 645    | 4.6     |
| 15 年 以 下 | 111    | 0.8     |
| 20 年 以 下 | 49     | 0.3     |
| 20 年を超える | 19     | 0.1     |
| 無 期      | 10     | 0.1     |
| 禁 錮      |        |         |
| 計        | 50     | 100.0   |
| 1 年 以 下  | 15     | 30.0    |
| 3 年 以 下  | 31     | 62.0    |
| 3 年を超える  | 4      | 8.0     |
| 無 期      | -      | -       |

(注) 刑の執行猶予を除く。

(2) 刑の執行猶予 (統計表第68、69、70、71、72、73、74、75表関係)

令和4年において刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた人員は26,650人で、前年に比べると9.8% (2,881人) 減少している。

また、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた人員は、懲役が723人で前年と比べると28.8% (292人) 減少し、禁錮は計上がなかった。

自由刑について、刑の種類別に刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた人員及び構成比を見ると、懲役が24,069人 (90.3%)、禁錮が2,580人 (9.7%) であり、前年と比べると、懲役が10.5% (2,836人)、禁錮が1.7% (44人) それぞれ減少している。

また、執行猶予期間別に人員及び構成比を見る (表41、表42) と、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた人員は、執行猶予期間が3年以上の構成比が69.2%と最も高く、次いで4年以上が19.4%を占めているのに対し、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた人員は、執行猶予期間が2年以上の構成比が89.9%と最も高く、次いで3年以上が7.9%を占めている。

表41 刑の全部の執行猶予言渡し期間別人員

| 執行猶予期間  | 人 員    | 構成比 (%) |
|---------|--------|---------|
| 計       | 26,650 | 100.0   |
| 1 年 以 上 | 4      | 0.0     |
| 2 年 以 上 | 948    | 3.6     |
| 3 年 以 上 | 18,438 | 69.2    |
| 4 年 以 上 | 5,177  | 19.4    |
| 5 年 以 上 | 2,083  | 7.8     |

表42 刑の一部の執行猶予言渡し期間別人員

| 執行猶予期間  | 人 員 | 構成比 (%) |
|---------|-----|---------|
| 計       | 723 | 100.0   |
| 1 年 以 上 | 12  | 1.7     |
| 2 年 以 上 | 650 | 89.9    |
| 3 年 以 上 | 57  | 7.9     |
| 4 年 以 上 | 3   | 0.4     |
| 5 年 以 上 | 1   | 0.1     |

令和4年において刑の全部の執行猶予の言渡しが取り消された者は2,949人 (取り消された刑の種類は、懲役2,930人、禁錮19人) で、前年に比べると408人 (12.2%) 減少している。

刑の全部の執行猶予の言渡しが取り消された者のうち、執行猶予期間中に罰金又は禁錮以上の実刑に処せられたことにより取り消された者は2,800人で、刑の全部の執行猶予の言渡しが取り消された者の94.9%を占めている。このうち、保護観察又は補導処分の期間中 (仮解除の期間は除く。) であった者は436人で、罰金又は禁錮以上の実刑に処せられたことにより取り消された者の15.6%を占めている。

また、刑の一部の執行猶予の言渡しが取り消された者は358人で、そのうち、336人が覚醒剤取締法による刑の一部の執行猶予によるものであった。